

教育訓練給付金 最大給付金額192万円



歯科衛生歯科Ⅰ部
(昼間部)

在学中 (3年間)

120万円

卒業後

48万円

入学前より給与が
5%以上UPした場合

24万円

(3年間の学費 約307万円 - 最大給付額192万円=実質負担額 約115万円)

歯科衛生歯科Ⅱ部
(夜間部)

在学中 (3年間)

118.3万円

卒業後

49.7万円

入学前より給与が
5%以上UPした場合

24万円

(3年間の学費 約290万円 - 最大給付額192万円=実質負担額 約98万円)

教育訓練支援給付金

歯科衛生士科Ⅰ部の場合は対象になります。

離職する直前の6ヶ月間に支払われた賃金額の基本手当（失業給付）の日額60%相当額を日額で支給されます（上限あり）。詳しくはハローワークにてご確認ください。

専門実践教育訓練給付金制度について

雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者だった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を修了した場合、本人が支払った学費の一部がハローワークから支給される制度

給付の対象者

はじめて受給する場合……受講開始日前までに、2年以上雇用保険の被保険者期間を有している方
受給したことがある場合……前回の受講開始日から今回の受講開始日前までに、3年以上雇用保険の被保険者期間を有している方

ハローワークでの申請手続き（詳しくはハローワークにお問い合わせください）

受講開始日の1か月前までに完了すること

1. ハローワークで受給資格 & 支給要件照会を行う
2. 本校の入学試験合格後、入学手続きをして入学許可書を受け取る
3. ハローワークに相談し、訓練前キャリア・コンサルティングを経て、ジョブ・カードの交付を受ける
4. 受給資格の確認申請をする（受給資格者証が交付される）

入学後 半年ごとに支給申請する

卒業後 卒業・就職後、追加支給申請する



学校法人タイケン学園

日本ウェルネス歯科衛生専門学校

Dental Hygienist College

お問合せ先： **TEL 03-5968-3211**

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-2-5 Email : jwd@taiken.ac.jp HP : <https://taiken-jwd.com>

スマホ

